

開成町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

開成町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 3 日提出

開成町長 山 神 裕

#### 提案理由

今後の町政運営や各種施策推進を確実に実行するため、行財政改革をさらに推進する必要があり、その財源確保策として町長が自ら身を削るとの判断により、給与の削減措置を講ずることとしたため、開成町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

開成町条例第 号

開成町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する  
条例

開成町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例（昭和40年開成町条例  
第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示す  
ように改正する。

改正後	改正前
附 則 1～9 （略） <u>（給料月額の特例）</u> 10 <u>令和8年4月1日から令和9年3月</u> <u>31日までの町長の給料月額は、第2条</u> <u>の規定にかかわらず、同条の規定によ</u> <u>る額に100分の80を乗じて得た額とす</u> <u>る。</u>	附 則 1～9 （略）  (新設)

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。